

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県情報公開条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

特例民法法人が一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益財団法人に移行したことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県情報公開条例の一部改正

定義について定めた規定中、実施機関である財団法人鳥取県観光事業団及び財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会の名称を改める。

(2) 職員の給与に関する条例の一部改正

給与からの控除について定めた規定中、控除の対象となる保険を取り扱う財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部の名称を改める。

(3) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

職員の派遣について定めた規定中、職員を派遣することができる財団法人鳥取県産業振興機構、財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び財団法人鳥取県体育協会の名称を改める。

(4) 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正

事務の委託について定めた規定中、社団法人鳥取県歯科医師会の名称を改める。

(5) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県災害対策本部条例の一部改正について

1 条例の改正理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 目的について定めた規定中、引用している災害対策基本法の条項を改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。